

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人くすのき

社会福祉法人くすのきは、利用者の健康と安全を守る支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を可能な限り未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を、施設・事業者等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができることを目的とします。

この目的を達成するために、感染対策マニュアルや感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みをおこないます。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応の整備

（1）感染対策委員会の設置

社会福祉法人くすのきでは、感染症等予防および食中毒の予防およびまん延の防止のため、感染対策委員会を設置します。この感染対策委員会は、法人の全事業所（くすのき園、相談支援センターくすのき、つくし作業所、グループホームくすのき）を対象とします。

（2）感染対策委員会の委員

管理者、事務長、看護師・サービス管理責任者・栄養士・主任・班長とします。なお、委員会において、委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めます。

（3）感染対策委員会の開催

3ヶ月に1回以上の定例会議および緊急時の臨時会議を開催します。

（4）感染対策委員会の実施内容

1. 感染症対策マニュアルの作成、見直し
2. 感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
3. 年2回以上の職員研修・訓練の企画および実施
4. 感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実行し、職員への周知徹底を図ります。
5. 感染症対策委員会で立案された改善策の実施状況を、必要に応じて調査・見直しをおこないます。

3. 感染症防止対策

利用者・職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防対策（スタンダードプリコーション）」を徹底します。標準予防策は、汗を除く全ての血液・体液・分泌物・排泄物・創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策です。

- (1) 手指消毒（手洗い・手指消毒）
- (2) 個人防護具（手袋・マスク・ガウン・フェイスシールド等）
- (3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- (4) 環境整備（整理整頓・清掃・感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- (1) 各事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡をおこなうとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容および対応について全職員に周知します。
- (2) 感染症対策マニュアルで定める報告基準に基づき、行政等へ報告します。
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い協議します。
- (4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取扱いに十分配慮します。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 感染症対策マニュアルやBCPを整備するとともに、マニュアル等に沿った感染対策に常に務めます。
- (2) マニュアル等を定期的に見直し、最新情報に更新していきます。

6. 本指針の閲覧に関する基本指針

この指針は法人公式ホームページで公表し、利用者・家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

附則

本指針は、令和6年4月1日から適用する。